

## 公益財団法人日本体育協会 公認体力テスト員規程

### <目的>

第1条 この規程は、公益財団法人日本体育協会（以下、本会という）が認定する公認体力テスト員について定める。

### <任務>

第2条 公認体力テスト員は、体力テストの実施と普及をはかり、国民の体力向上に寄与し、スポーツの発展に努めることをもって任務とする。

### <公認体力テスト員の種類>

第3条 公認体力テスト員は、公認体力テスト判定員、公認体力テスト指導員の2種類とし、前条の任務遂行のため、次の任にあたる。

- (1) 公認体力テスト判定員は、体力テストの実施と普及および体力テスト実施上の指導ならびに結果の判定を行なう。
- (2) 公認体力テスト指導員は、都道府県内における体力テストの普及をはかり、実施の企画に参画し、公認体力テスト判定員の養成、体力テストの正しい指導を行なう。

### <養成>

第4条 公認体力テスト判定員の養成は、原則として本会、又は都道府県体育協会の開催する公認体力テスト判定員養成講習会によって行なう。

- 2 公認体力テスト判定員の養成講習会の参加者は次の資格をもち、市区町村体育協会の推薦する18歳以上の者とする。
  - (1) 公認スポーツ指導者
  - (2) スポーツ少年団登録指導者、スポーツ少年団シニア・リーダー
  - (3) その他別に定めるもの（体育指導委員、体育指導主事、社会教育主事またはそれに準ずる者）
- 3 公認体力テスト判定員養成講習会の講習内容は、別に定める。

第5条 公認体力テスト指導員の養成は、本会の開催する公認体力テスト指導員養成講習会によって行なう。

- 2 公認体力テスト指導員養成講習会の参加者は、公認体力テスト判定員の中から、都道府県体育協会の推薦した者とする。
- 3 公認体力テスト指導員養成講習会の講習内容は、別に定める。

<認定>

- 第6条 公認体力テスト判定員の認定は、第4条に定める養成講習会を修了した者に対し、都道府県体育協会が本会の名において行なう。
- 2 公認体力テスト指導員の認定は、第5条に定める養成講習会を修了した者に対し、本会が行なう。
  - 3 前各項の認定に当っては、認定をうける者が所定の認定料を納入することとする。認定料については別に定める。
  - 4 公認体力テスト員の認定をうけた者には、認定証および徽章を授与する。
  - 5 資格の有効期限は設けないものとする。

<資質の向上>

- 第7条 本会および都道府県体育協会は、公認体力テスト員のより一層の資質向上のため情報の提供および研修機会の提供を行なう。また、公認体力テスト員は、より一層の資質向上のため自己研鑽に努めるものとする。

<資格の喪失>

- 第8条 公認体力テスト員が次に該当する場合、その資格を喪う。
- (1) 何らかの事情により、その任に当れなくなったとき。
  - (2) 公認体力テスト員としてふさわしくない行為があったと認められたとき。

附則

1. この規程の施行にともない公認スポーツテスト員規程は、廃止とする。ただし、公認スポーツテスト員有資格者については、必要な研修を行ない、所定の手続きをとることにより、公認体力テスト員として再認定を行なう。
2. この規程は、昭和52年4月1日より施行する。
3. この改正規程は昭和56年4月1日より施行する。
4. この改正規程は平成元年4月1日より施行する。
5. この改正規程は平成17年4月1日より施行する。

公益財団法人日本体育協会公認体力テスト員規程第4条3項に基づく  
判定員養成講習会講習内容

講義内容	単位数（講習時間）
国民スポーツと体力テスト	2
各種体力テスト	1
国民体力テスト（運動適性テスト）	3
体力診断と処方	2
合 計	8

公益財団法人日本体育協会公認体力テスト員規程第5条3項に基づく  
指導員養成講習会講習内容

講義内容	単位数（講習時間）
国民スポーツと体力テスト	3
各種体力テスト	3
国民体力テスト	1
体力診断法	4
運動処方	3
研究協議	1
合 計	15

公益財団法人日本体育協会公認体力テスト員規程第6条2項に基づく認定料

公認体力テスト判定員認定料	2,000円	日本体育協会	1,000円
		都道府県体育協会	1,000円
公認体力テスト指導員認定料	3,000円		